


所管部課	福祉部 健康課		部長	川口 莊一		
件名	東大和市母子保健法施行細則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>母子保健法の一部を改正する法律及び母子保健法施行規則の一部を改正する省令の施行により、新たに産後ケア事業の努力義務が規定されたことに伴い、東大和市母子保健法施行細則の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 改正内容 第8条の2として「産後ケア事業」に係る内容を加える。</p> <p>(2) 施行日 令和4年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 産後ケア事業の実施により、産後に家族等から十分な支援が受けられない女子及び乳児が、安心して子育てが出来るよう支援することにより、少子化対策に寄与する。</p>						
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進める。 本改正と合わせて、産後ケア事業の実施に向けて東大和市産後ケア事業実施要綱を制定したい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。